

教えて先生

司法書士

相談コーナー

【広告】 携帯通話 ☎052(979)1600

Q 両親が高齢の為、私の家で同居することになりました。そうすると実家(父所有)が空き家となります。父が管理できなくなる前にしておいた方がよいことを教えてください。

A 実家が空き家のままですと、老朽化、火災、害虫の被害や資産価値の低下など様々な問題が起

こることが考えられます。対策をしようにも、お父様が認知症となつてしまった後では、所有者でないご相談者が対策することは困難です。

そこで家族信託が考えられます。家族信託とは、親が子に財産を託し、その管理処分を任せることです。具体的には、お父様

し、託されたご相談者様は、ご自身の判断で実家を修理、賃貸、売却などすることができません。賃貸や売却で得たお金はお父様の生活・入院費等に充てることができ、また、お母様を第二受益者(託した財産から経済的利益を受けとる者)としておけば、お父様がお亡くなり後も、ご相談者様が託された財産から、お母様の生活・介護等の費用に充てることができます。家族信託は、契約なので、ご両親に契約できる判断能力がないと有効にできません。早期の対策が後々のトラブルを回避することにつながります。

今回答えて頂いた先生



加古 大倫氏
司法書士法人アストラ
(愛知県司法書士会所属)

平成21年司法書士試験合格。名古屋市内の司法書士事務所数年勤務した後、共同事務所を開設。その後、司法書士法人アストラを設立し副代表に就任。名古屋生まれ名古屋育ちの33歳。お客様にとって最適な方法を常に本気で考え、全力でサポートすることをモットーに日々業務に励んでいる。

あなたの街の

司法書士



司法書士尾尾健一 加古大倫 申中智也

●愛知県司法書士会所属

司法書士法人アストラ

名古屋市中区東片端町23番地東片端サンコービル5F

☎(052) 212-8956

司法書士 脇谷哲

●愛知県司法書士会所属

わきや司法書士事務所

名古屋市中区津金一丁目一番35号メトロ東海通203号

☎(052) 710-8292